

令和 3年 3月22日
(2021年)

業者各位

契約課

現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱いについて

現場代理人は、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第10条第2項において、工事現場への常駐が義務付けられています。

しかし、通信技術の発達により工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になっており、また、厳しい社会経済情勢の中で市内の建設業者の受注機会の拡大を図るため、契約書第10条第3項において、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合には、例外的に現場代理人の常駐義務を緩和することができます。

つきましては、現場代理人の常駐義務緩和に関する本市企業局の取扱いについて、次のとおりとするので通知します。

（1）現場代理人の兼任について

以下の条件を全て満たす場合は、他の工事現場の現場代理人又は技術者等と兼任することができます（設計図書に兼任を認めない旨の記載がないものに限ります）。

兼任を認める条件

- 1 予定価格が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）未満であること。ただし、密接な関係のある工事については、金額の制限は設けない。
- 2 兼任する工事の件数が2件であること。
- 3 兼任する工事の現場が和歌山市内であり直線距離が10km以内であること。
- 4 兼任する工事が全て市発注工事（企業局含む）であること。
- 5 発注者又は監督職員と常に携帯電話等で連絡がとれること。
- 6 発注者又は監督職員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- 7 工事打合簿により監督職員の承諾を得ること。

※密接な関係のある工事とは、同一の場所又は近接した場所において、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事をいう。

例) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

- ・連続する河川（本・支川）における同種・類似工事
- ・隣接した市道等における同種・類似工事 等

例) 施工にあたり相互に調整を要する工事

- ・工事間で土砂等を流用する工事
- ・工事用道路を共用する工事
- ・現道規制の調整を要する工事
- ・二つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事 等

手続き

(I) 新規工事の現場代理人が、既契約工事の現場代理人等と兼任する場合

- ・契約後、新規工事及び既契約工事の監督職員に工事打合簿により承諾を得ること。

(II) 新規工事の技術者が、既契約工事の現場代理人と兼任する場合

- ・新規工事の競争入札参加資格確認申請時に、以下の書類を契約課に提出すること。また、契約後に工事担当課へ兼任報告すること。

i) 現場代理人等兼任届出書

ii) 既契約工事の監督職員に兼任承諾を受けた工事打合簿の写し

iii) 既契約工事の契約書（変更契約書）の写し

iv) 既契約工事のコリンズの登録内容確認書

適用日 令和3年4月1日

（適用日以前に契約を行った工事にも適用する。）

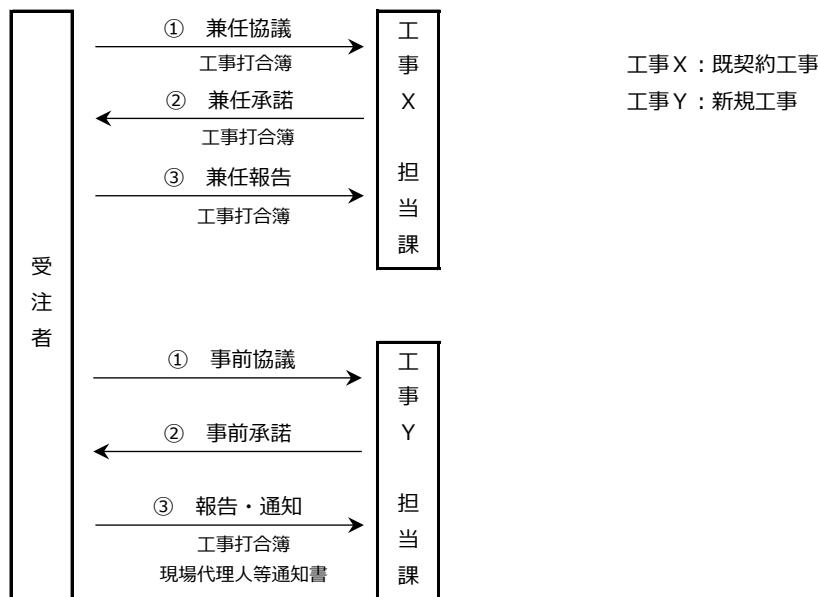
留意事項

上記によって、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではありません。

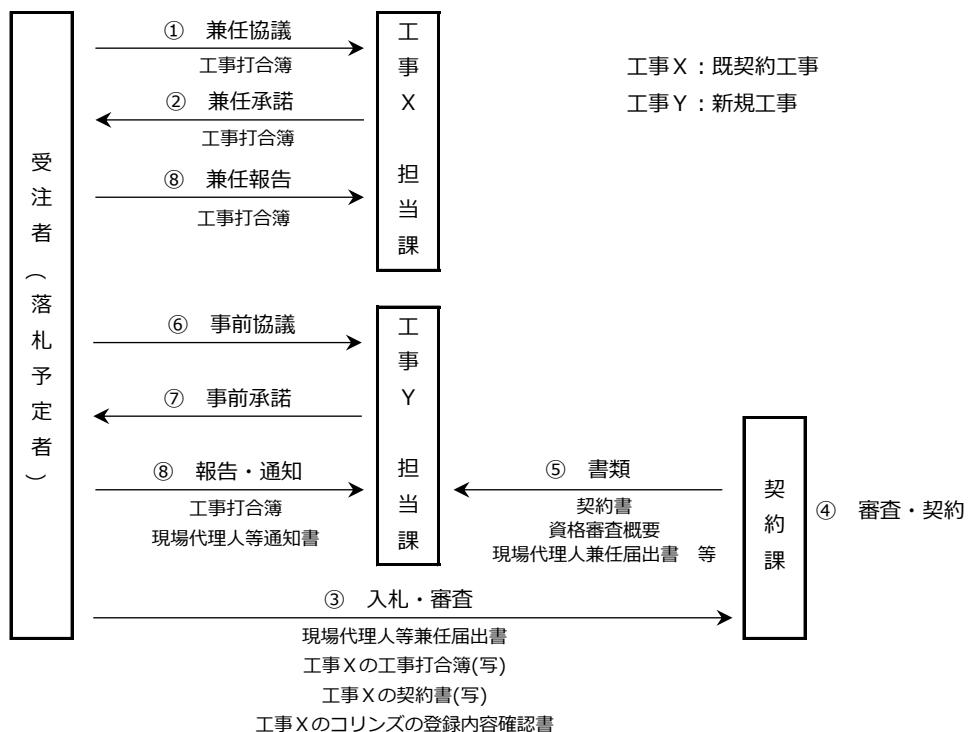
兼任を認めた工事において、安全管理の不徹底や現場体制の不備、その他理由により兼任を認めることが適当でないと判断した場合は、直ちに現場代理人の兼任の承認を取り消すことができるものとします。

現場代理人の兼任手続きフロー

(I) 新規工事の現場代理人が、既契約工事の現場代理人等と兼任する場合



(II) 新規工事の主任技術者が、既契約工事の現場代理人と兼任する場合



現場代理人、技術者等の兼任・兼務の取扱いについて

○：兼任・兼務可 A、B：各条件を満たせば兼任・兼務可 ×：兼任・兼務不可

同一工事での取扱い		専任を要しない工事			専任を要する工事		
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者
現場代理人			○	×		○	×
主任・監理技術者		○		○	○		×

注1： 営業所の専任技術者については、その営業所に常勤して専らその職務に従事することが必要であるが、専任を要しない現場に限り、和歌山市内における営業所の専任技術者を配置予定技術者とすることができます。

他工事との取扱い			既契約工事			
			専任を要しない工事		専任を要する工事	
			現場代理人	主任技術者	現場代理人	主任技術者
新規契約工事	専任を要しない工事	現場代理人	A	A	A + B	A + B
	主任技術者	A	○	A + B	B	
専任を要する工事	現場代理人	A + B	A + B	A + B	A + B	
	主任技術者	A + B	B	A + B	B	

【条件A】現場代理人の常駐義務緩和の取扱い

1. 予定価格が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）未満であること。
2. 兼任する工事の件数が2件であること。
3. 兼任する工事の現場が和歌山市内であり、直線距離が10km以内であること。
4. 兼任する工事がすべて市発注工事（企業局含む）であること。
5. 発注者又は監督職員と常に携帯電話等で連絡がとれること。
6. 発注者又は監督職員が求めた場合には、工事現場へ速やかに向かう等の対応を行うこと。
7. 工事打合簿により監督職員の承諾を得ること。

【条件B】主任技術者の専任要件緩和の取扱い

1. 兼務する工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
2. 兼務する工事の件数が2件であること。
3. 兼務する工事現場間の直線距離が10km以内であること。
4. 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事であること。
5. 工事打合簿等により監督職員の承諾を得ること。

工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	年月日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他		
工事番号	第 号		
工事名			
(内容)			
<p>以下の条件を全て満たしているので、現場代理人が他の工事現場の現場代理人（主任技術者）と兼任してよろしいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼任する工事の予定価格が全て3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）未満もしくは密接な関係のある工事である。 ・兼任する工事の件数が2件である。 ・兼任する工事の現場が和歌山市内であり直線距離が10km以内である。 ・兼任する工事が全て市（企業局）発注工事である。 ・発注者又は監督職員と常に携帯電話等で連絡がとれる。 ・発注者又は監督職員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう。 			
兼任する工事の概要			
<p>①工事担当課名、②工事名、③工事場所、④予定価格（設計金額）、⑤工期、 ⑥当工事現場との直線距離（位置図添付） （⑦密接な関係のある工事との兼任の場合、その理由）</p>			
添付図 葉、その他添付図書			
処理 回答	発注者 受注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他()	
		年月日	
回答	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他()	
		年月日	

総括監督員	主任監督員	監督員

現場代理人	監理(主任)技術者

工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	年月日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input checked="" type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他		
工事番号	第 号		
工事名			
(内容)			
本工事の現場代理人について、下記工事の現場代理人（主任技術者）と兼任することとなりましたので、報告します。			
兼任する工事の概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・工事名 ・工事担当課 ・工事場所 ・予定価格（設計金額） ・工期 ・当工事現場との直線距離 ・（密接な関係のある工事との兼任の場合、その理由） 			
添付図 葉、その他添付図書			
処理 回答	発注者 受注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他()	
		年月日	
		上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他()	
		年月日	

総括監督員	主任監督員	監督員

現場代理人	監理(主任)技術者